

大飯原発 許可取り消し

12/5
早福

大阪地裁判決



関西電力大飯原発3、4号機の設置許可を取り消す判決を受け、「勝訴」の垂れ幕を掲げる原告ら=4日午後3時8分、大阪地裁前で(関田達一撮影)

決 新基準 初の司法判断 3、4号機 規制委審査に「欠落」

関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)の耐震性を巡り、新規制整備に適合するとした原子力規制委員会の判断は誤りだとして、福井など1府県の住民ら約三十人が国に対し、原発設置許可の取り消しを求めて訴訟の判決で大阪地裁(森鏡一裁判長)は四日、許可を適法として取り消した。「規制委の判断は地盤規模の想定で必要な検討をせず、看過しがちで過誤、欠落がある」と判断した。=関連の20面、判決異議の面

- 関西電力大飯原発3、4号機の設置許可を取り消す
- 原子力規制委員会の判断は地盤規模の想定で必要な検討をせず、看過しがちで誤謬、欠落がある
- 過去の地盤規模の数値には平均値から外れた「ばらつき」もあるのに考慮されず、数値の上乗せもされなかった

東京電力福島第一原発事故を踏まえ策定された新規制基準下での原発設置許可の審査が停止している。被験参加人として訴訟に関わる関電は「極めて遺憾でもある」と述べた。

関電が控訴検討

A map of the Kinki region in Japan, showing the locations of Fukui, Echizen, and the northern part of Kyoto. Fukui is marked with a star and labeled '福井'. Echizen is marked with a star and labeled '越前'. The northern part of Kyoto is marked with a star and labeled '京都'.

関電の再稼働をめぐる論議は、再稼働の申請が受け付けるか否かの問題から始まり、それが認められると、再稼働の実現に向けた具体的な手順や条件が議論される。また、再稼働によって生じる影響やリスクについても、専門家による評価や意見交換が行われる。

森下べききは審査してわざわざ「違法」と判断。國の審査では想定される最大限の地震で構造が確実に検討できていないとして。

原子力規制庁によると、原発施設を襲う可能性がある地震の大きさを算出する際、今回否定されたのと同じ手法が多くの原発で使われておらず、今後、各地で住民による行政訴訟が起こされる可能性がある。

一〇一二年七月に施行された新規基準は、二年

再稼働推進の国に打撃

い。形状内容の詳細を確認し複数に複数の」と、組み替識の上で会話を検証

関西電力大飯原発3、4号機の耐震性を巡る主張と判断				
控訴訴えられれば判決の効力は	するとしている。	原告側	被告側	大阪地裁判決
断層の面積などの「不確かさ」と呼ばれる別の指標を考慮しており、平均から外れる「ばらつき」を改めて考慮する必要はない	「ばらつき」条項は東京電力福島第1原発事故後にあえて策定されたのに、考慮されていない。実際の地盤規模は平均値から懸け離れる可能性がある	関西電力や原子力規制委員会は「ばらつき」による地震規模の上振れリスクを検討していないかった。規制委の審査には看過がしたいた問題、欠落がある		

の東京電力福島第一原発事故後、同様の障害を一度も起きた事はない。今回の判断は、基準に地震規模を過小評価したことによるものだ。だが、甘さを厳しく指摘した。想定外の事故は今のやうに本当に防止できるのか。国と電力会社に重大な疑惑が突き付けられた。(共同・斎藤彩、武田博志)

る。新規制基準下で許可を受ける再構動した他の原発も影響がありそうだ。
主な争点は、電源が算出された耐震設計の自安による揺れ（基盤地盤動）の値や、これを基に設置を許可した規制委の判断が妥当かについて。

判決によると、問題は大飯3、4号機の基盤地盤動を最大加速度八五六 cm/s^2 と設定し、規制委は適正と評論

10 of 10

治外交史が専門の川田絢氏は著書「戦争と日本」(文春新書)で、昭和天皇の最側近として仕えた木戸の軌跡をたどり、その影響は決して軽いものではなかったと指摘している。さるに、軍部を含めた当時の指導者の多くは日本国力差から戦争回避の道を探っていたが、それでも軍隊の戦争に巻き込んだ背景を解説している。▼忌まわしい記憶と教訓から、現代でも戦争反対を叫ぶ人が多數を占めるなどだが、誤解や見解の相違から意図せぬ戦争に巻き込まれる危険はゼロではない。△月が戦争犠牲者に思いをさせた魂と不戦を誓う月ない。十一月は戦争を止めよう。これができたかった感想を含む句だ。 2020-12-1

設置許可取り消し判断過程に過誤、欠落

大飯原発取り消し判決要旨

関西電力大飯原発3、4号機の設置許可を取り消しを巡る四日の大阪地裁判決の要旨は次の通り。

【判断】

原子力規制委員会の判断に不合理な点があり、設置許可を取り消す。原告の主張する地盤安定性や津波想定に関する誤りなどは、い

ずれも採用できない。

【判断の枠組み】

裁判所の審理は、規制委の判断に不合理な点があるかどうかとの観点から行う。現在の科学技術の水準に照らして、規制委が使つた審査基準に不合理な点があるか、判断過程に看過しがたい過誤、欠落がある場合には、その判断に基づく設置許可は違法だとするのが相当である。

【基準地震動】

設置許可基準は、重要な原子炉施設に大きな影響を及ぼす恐れのある地震でも、安全機能が損なわれる恐れがないものであるべきだ。（耐震設計の目安となる揺れの大きさである）基準地震動を策定する際に数で表した震源モデルを設定しなければならない。

規制委は基準地震動を策

定する際、震源断層の長さにまつわる不確かさなど、影響の大きな要素を分析し、適切に考慮すると内規で定めている。

規制委の「審査ガイド」は「(過去の地震を参考につづられた)経験式を用いて地震規模を設定する場合、適用範囲が十分に検討されていない」とを確認し、(平均値を出すのに使った元データの)ばらつきも考慮される必要がある」と定める。

【ばらつきの意義】

地震規模は基準地震動を策定するための重要な要素である。経験式から算出される地震規模は平均値である。実際に発生する地震規模はそれより大きい方に外れることが当然に想定され、規制委も上乗せをする必要があるかどうかについて何も検討せず、審査ガイドを踏まえているとした。規制委の判断過程には看過しがたい過誤、欠落があるといつべきだ。

」が必要かどうか検討

した結果、不必要とした場合は、平均値をそのまま地震規模の値とする」とも妨げられない。

このばらつきに対する解釈は、一〇一年の東日本大震災と東京電力福島第一原発事故を受けて耐震設計指針が改定される際、

審査指針が改定される際、経験式より大きな地震が発生する」とを想定すべきだとの指摘を受けて定められた経緯とも整合する。

【判断過程に欠落】

関電は基準地震動を策定する際、地質調査などに基づいて設定した震源断層面積を経験式に当てはめて出した地震規模の値をそのまま使用。実際の地震規模が平均値より大きくなる可能性を考慮して設定する必要があるかどうかを検討せず、上乗せもしなかった。規制委も上乗せをする必要があるかどうかについて何も検討せず、審査の設置許可申請が基準に適合しないとした。規制委の判断過程には看過しがたい過誤、欠落があるといつべきだ。



関西電力大飯原発3、4号機の設置許可取り消しを巡る訴訟の判決が言い渡された大坂地裁の法廷。中央は森鎧一裁判長=4日午後（代表撮影）